

4 次世代育成支援対策の推進（「みんなで育てるこども夢プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

広島県では、全国と同様少子化傾向が続いており、合計特殊出生率は平成21年は1.47と5年連続で上昇したものの、人口を維持するために必要といわれている2.07～2.08を大幅に下回る状況となっている。

少子化の直接的な要因としては、未婚化・晩婚化・晩産化などが挙げられるが、その背景として、若い男女が家庭を築き、子どもを育てていくという責任ある喜びや楽しさを経験することを、困難にしている社会経済的・心理的な要因があるとされている。

さらに、雇用情勢が悪化する中、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、現状のままでは、少子化は今後一層進展し、本県の人口（286万人）は、平成47年には239万人になると予測されている。

また、児童にかかわる虐待・非行などの問題が複雑・深刻化しており、その背景として、家庭・地域の養育機能の低下が指摘され、児童の健全育成を進める上で大きな課題となっている。

子どもは、広島の次代を担う社会の宝であり、安心して子どもを生み育てることができる社会の構築は、重要な課題である。

このため、平成22年度から実施している『みんなで育てるこども夢プラン』に基づく施策を強力に推進し、“「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県”の実現を目指す。

みんなで育てるこども夢プラン

〔総括目標〕

項 目	指 標	現状（H20）	目標（H26）
「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県の実現	子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合（県政世論調査）	45.6%	60.0%

〔めざす姿〕

◆いきいきとした こども ◆安心して子育てしている家庭 ◆みんなで子育てを応援する地域・社会

〔基本姿勢〕（プラン推進の3つの視点）

- I こどもの幸せを第一に考える視点
- II 子育てを男女がともに担い、分かち合う視点
- III こどもを社会の宝としてみんなではぐくむ視点

〔施策体系〕

第1節 みんなでこどもと子育てを応援

～広島県方式“みんなで子育てを応援”を進めます

第2節 安心・安全な出産・子育てを応援

～子育ての主役となるパパ・ママのスタートを応援します

第3節 子育て家庭をきめ細かくサポート

～仕事も子育ても充実できるようパパ・ママを応援します

【仕事と子育ての両立支援】【子育て不安や負担を軽減】

第4節 配慮が必要なこどもと家庭を支援

～特に配慮が必要なこどもと家庭への支援を強化します～

第5節 次代を担うこどもの成長を支援

～夢・希望・志を持った、いきいきとしたこどもに育てます～

第6節 こどもを守りはぐくむ地域を応援

～地域ぐるみの子育てを広げます～



広島県の子ども元気
いっぱいキャラクター
イクちゃん

〔事業の内容〕

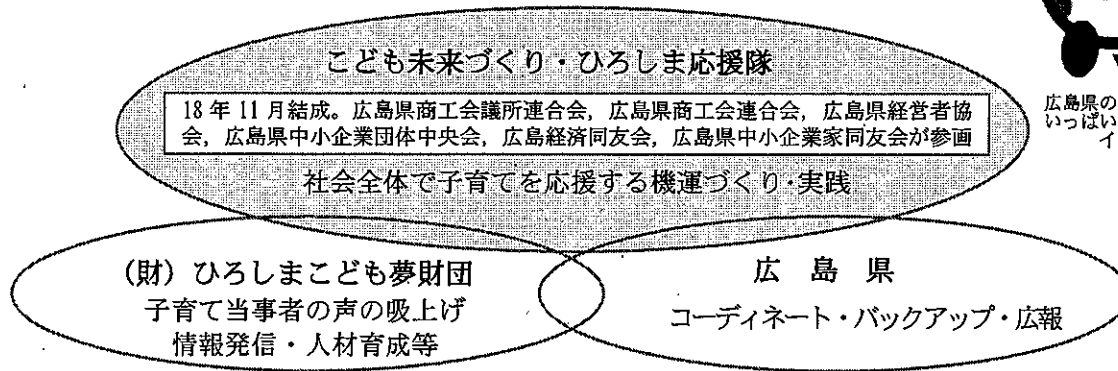
1 みんなでこどもと子育てを応援 ～広島県方式“みんなで子育て応援”進めます～

【広島県方式“みんなで子育て応援”】

応援隊を中心に、夢財団・広島県が一体となって
目に見える形で子育てを応援



広島県の子ども元気
いっぱいキャラクター
イクちゃん



○目的 子育てに対する不安や負担感をなくし、当事者や次代の親となる若者が安心感と希望を持って子どもを生み育てることができる環境をつくる

○進め方 こども未来づくり・ひろしま応援隊を中心に、ひろしまこども夢財団、広島県が一体となって、地域のあらゆる主体との協働により、わかりやすいかたちで子育てを応援

○ポイント ◆企業等を中心とする民間主導で
◆子育て当事者の目線に立って
◆あらゆる主体が協働で安心して子育てができる環境づくりを

○主な取組

子育て応援イクちゃんサービス	企業や店舗等が子どもや子育て家庭にやさしいサービスを提供し、子ども連れで出かけやすい環境をつくる。(H23.4 現在参加数：約4,110店舗) ☆ポイントアップ・割引 ☆ミルク用お湯提供 ☆キッズコーナー ☆金利優遇 ☆子ども向けメニュー等
イクちゃんベビールーム(授乳・おむつ替え場所)設置促進	親子で祭りやイベントに出かけやすい環境づくりとして授乳・オムツ替え場所を設置 (フラワーフェスティバル、福山ばら祭りなど20か所以上で実施)
つくってみようよ！ 自分の朝ごはん	小学生が朝食づくりを体験することで、食の大切さへの認識を深め基本的な生活習慣を身に付けることを目指す (夏休みに5日以上朝食を作り写真と親子のコメントを添えて応募。応援隊と企業が協働で審査し、フードフェスティバルで表彰)
Kids☆めるまが (23.4Kids情報送信サービスをリニューアル)	子育て家庭に携帯メールで情報を配信(23.4現在会員数約23,000人) ☆イベント ☆予防・医療 ☆不審者 ☆講演会等
パパ・ママ応援うちの看護	子どもの急病時などに親が慌てずに対処できるよう基本的な知識・スキルに関する情報を携帯サイトに掲載して普及啓発 (県小児科医会監修) ☆発熱 ☆嘔吐 ☆誤飲 ☆けいれん等

(1) 地域子育て人材育成事業（予算額 10,447 千円）

保育士をはじめとした地域の子育て支援従事者及び事業所内保育従事者を対象に、フォーラムやセミナー等を開催し、地域の子育て支援の質の向上に取り組むとともに、子育て家庭の保護者へも参加を促し、地域子育て支援の取組の周知を図る。

内容：フォーラム、研修会（3会場）、保育士相談援助セミナー、発達障害等テーマ別研修会（9地区）

(2) 親子で楽しむ広響コンサート運営事業（予算額 21,504 千円）

文化や芸術に触れる機会が少ない子育て中の親子を対象に、乳幼児と一緒に安心して参加できる広島交響楽団のコンサートを全県で開催し子育て応援機運の盛り上げを図る。

（23年10月～24年1月 広島・福山・廿日市市で開催の予定）

(3) 子育てするならわがまちで！推進事業（予算額 35,214 千円）

地域ぐるみの子育て応援を推進するため、市町の区域を超えて子育て応援の取組を実施するNPO、企業等の多様な主体により構成する実行委員会等に対して支援を行うとともに、実践交流会を開催して県内全域への波及を図る。

1 実行委員会あたり 2,000 千円を上限に、15 団体に助成（公募）

(4) 子育て環境改善事業（予算額 29,346 千円）

企業の子育て応援の取組を引き出すとともに、その取組を積極的に広報することにより、親子で出かけやすい環境づくりを推進する。（平成 21 年度創設）

(5) 児童環境づくり推進事業（予算額 494 千円）

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境整備の推進を目的とした児童環境づくりを、福祉、保健、医療、教育、経済、労働等の関係諸団体等及び行政が一体となり効果的かつ着実に推進するために設置した「子育てにやさしい広島推進協議会」を開催し、本県の次世代育成の取組について検討・協議する。（平成 16 年度設置）

(6) 児童福祉月間行事の実施

毎年 5 月を児童福祉月間と定め、この期間に各種行事を実施し、児童福祉の理念の普及啓発を図っている。（昭和 53 年度創設）

平成 23 年度においては、次の事業を実施。

ア 児童福祉月間の懸垂幕・ポスターの掲示

○ 標 語 「おいでおいでみんなと一緒に遊ぼうよ」

○ 掲示場所 県庁、厚生環境事務所（懸垂幕・ポスター）

市町、こども家庭センター、児童福祉施設など（ポスター）

イ 広報誌等による広報

ウ 文化施設等の無料開放

5 月 5 日のこどもの日を中心に、県立施設の無料開放を行うとともに、関係市町等にも協力を要請。

エ 「子育て応援団すこやか 2011」の実施

個人、地域、団体、企業等が、それぞれの立場で子育てを応援できるネットワークづくりを目指し、家族で参加できる4万人規模のイベントを開催。

2 子育て家庭をきめ細かくサポート ～仕事も子育ても充実できるようパパ・ママを応援します～

広島県安心こども基金の活用

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国から交付された子育て支援対策特別交付金を原資に、平成20年度に「広島県安心こども基金」を設置し、平成23年度まで（一部は平成26年度まで）の間、保育所等の緊急整備やすべての子ども・家庭への支援などを実施する。

○ 基金の状況

(単位：円)

区 分	積立額	取崩額	基金残高
平成23年度(予定)	0	2,512,851,814	830,344,000
平成22年度	2,925,989,068	3,341,977,071	3,343,195,814
平成21年度	3,561,950,718	1,903,496,901	3,759,183,817

第1表 安心こども基金事業一覧

区 分	事 業 名	担当局
みんなでこどもと子育てを応援	地域NPO活動の支援	健康福祉局
	未来のパパママ育成事業	健康福祉局
	地域子育て人材育成事業	健康福祉局
子育て家庭をきめ細かくサポート	保育所整備事業	健康福祉局
	安心な子育てしやすい環境づくり応援事業	健康福祉局
	ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業	健康福祉局
	保育士等研修事業	環境県民局
	高等技能訓練促進費	健康福祉局
	お父さん応援事業	健康福祉局
	子育てポータルサイト運営事業	健康福祉局
	中国四国母子寡婦研修大会補助金	健康福祉局
	子育てバリアフリー推進事業	健康福祉局
	親子で楽しむ広響コンサート運営事業	健康福祉局
	発達障害支援地域総合支援事業	健康福祉局
	児童虐待防止特別強化事業	健康福祉局
配慮が必要なこどもと家庭を支援	入所児童等支援事業	健康福祉局
次代を担うこどもの成長を支援	「子ども司書」養成講座	教育委員会
こどもを守りはぐくむ地域を応援	子どもの交通安全対策事業	環境県民局
市町実施事業への支援	地域子育て支援事業	健康福祉局

(1) 男女が仕事と子育てを両立できる環境づくり

ア 保育サービスの充実

(ア) 保育サービス等の充実

a 保育所等整備費の助成（予算額 106,640 千円）

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に対し助成し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を促進する。

また、子育て相談や子育てサークル活動等を実施する子育て支援センターの施設整備に対し助成し、地域の実情に応じた子育て支援事業を促進する。

第2表 民間保育所整備費助成の状況

(単位 所)

区 分		整 備 区 分				合 計
		大規模修繕	増改築	創 設	その他	
平成 23 年度 (予 定)	安心こども基金	0	3 (2)	6 (6)	1 (1)	10 (9)
	計	0	3 (2)	6 (6)	1 (1)	10 (9)
平成 22 年度	安心こども基金	9 (3)	8 (3)	21 (4)	8 (2)	46 (12)
	計	9 (3)	8 (3)	21 (4)	8 (2)	46 (12)
平成 21 年度	安心こども基金	9	3	6	7	25
	ハード交付金	0	4 (4)	0	0	4 (4)
	計	9	7 (4)	6	7	29 (4)

(注) 1 () 書きは、繰越事業の再掲である。

2 17 年度から次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）へ制度改正。

3 21 年度から 23 年度の間は安心こども基金で対応。

【負担割合：国（基金）1/2，市町 1/4，法人 1/4】

【負担割合（一部市）：国（基金）2/3，市町 1/12，法人 1/4】

第3表 地域子育て支援センター整備費助成の状況

(単位 所)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (予 定)
創 設	1	2 (1)	2

(注) 1 () 書きは、2 力年事業の再掲である。

2 20 年度は次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）で対応。

3 21 年度から 23 年度の間は安心こども基金で対応。

【負担割合：国（基金）1/2，市町 1/2】

b 保育所運営費の負担（予算額 1,324,233 千円）

保育に欠ける乳幼児の保育を実施するため、市町が支弁する経費の一部を負担する。

（平成 16 年度から私立保育所のみ負担）（昭和 28 年度創設）

○ 最低基準等

（保育士配置基準）

4 歳以上児 30 人：1 人 3 歳児 20 人：1 人 1・2 歳児 6 人：1 人 0 歳児 3 人：1 人

第4表 年齢別保育所入所児童数の状況（私立分）

（単位 人）

区 分		年齢別入所児童数					
		0 歳	1, 2 歳		3 歳	4 歳以上	
平成 23 年度	県 分	398	2, 877		1, 942	3, 739	
	広島市分	544	3, 838		2, 124	4, 079	
	福山市分	289	2, 045		1, 416	2, 743	
	計	1, 231	8, 760		5, 500	10, 561	
平成 22 年度	県 分	376	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
	広島市分	470	1, 142	1, 471	1, 650	1, 761	1, 723
	福山市分	261	839	1, 123	1, 359	1, 285	1, 300
	計	1, 107	3, 559	4, 479	4, 959	4, 991	4, 943
平成 21 年度	県 分	329	1, 027	1, 261	1, 535	1, 612	1, 682
	広島市分	399	1, 452	1, 740	1, 818	1, 867	1, 843
	福山市分	253	831	1, 024	1, 267	1, 284	1, 286
	計	981	3, 310	4, 025	4, 620	4, 763	4, 811

（注）各年とも4月1日現在の数値である。

〔負担割合（私立分）国1/2、県1/4、市町1/4〕

c 保育所分園推進事業の助成（予算額 800 千円）

保育需要の多様化に対応するため、保育所分園推進事業を行う民間保育所に対しその保育に要する費用を負担する市町に対し助成する。（平成元年度創設）

第6表 保育所分園推進事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度（予定）	1	1	800
平成 22 年度	1	1	800
平成 21 年度	1	1	800

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3〕

d 病児・病後児保育事業の助成（予算額 68,525 千円）

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等において看護師等が預かる事業、及び保育所において通園児の体調不良に対応する保育を行う費用を負担する市町に対し助成する。（平成19年度創設）

第7表 病児・病後児保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度（予定）	13	17	68, 525
平成 22 年度	13	18	53, 286
平成 21 年度	11	17	49, 357

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3〕

e 休日保育事業の助成（予算額 2,992 千円）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う保育所の費用を負担する市町に対し助成する。（平成 12 年度創設）

第 8 表 休日保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度（予定）	4	4	2,992
平成 22 年度	4	4	3,189
平成 21 年度	3	3	2,044

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3〕

f 特定保育事業の助成（予算額 11,241 千円）

パート就労など短時間就労の増加等、保護者の就労形態の多様化に対応するため恒常的な入所に至らない週一定程度利用児童の保育を行う保育所の費用を負担する市町に対し助成する。（平成 15 年度創設）

第 9 表 特定保育事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度（予定）	6	20	11,241
平成 22 年度	7	19	12,420
平成 21 年度	7	16	9,547

（注）広島市及び福山市を除く。

〔負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3〕

g 延長保育促進事業の助成（予算額 331,592 千円）

民間保育所における 11 時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するための経費の助成（昭和 56 年度創設）

第 10 表 延長保育促進事業の状況

（単位 市町、所、千円）

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度（予定）	16	96	331,592
平成 22 年度	13	80	255,014
平成 21 年度	13	78	—

（注）1 広島市及び福山市を除く。

2 〔負担割合（H21 年度までソフト交付金）国 1/2, 市町 1/2,（H22 年度～）国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3〕

h 保育士試験の実施

保育士養成施設（学校）を卒業する者以外の者に保育士となる資格を与えるため、年 1 回保育士試験を実施する。（昭和 23 年度創設）

平成 17 年度から、県が指定した試験機関が実施。

第11表 保育士試験の実施状況

(単位 人, %)

区 分	受 験 者 実 数	合 格 者 数	合 格 率
平成 22 年度	743	80	10.8
平成 21 年度	684	91	13.3
平成 20 年度	646	90	13.9

i 保育士登録の実施 (予算額 5,404 千円)

保育士として業務を行う者の県知事への登録を実施する。(平成 15 年度創設)

登録手数料 申請 3,528 円, 書換交付 1,344 円, 再交付 924 円

第12表 保育士登録数

(単位 人)

区 分	新 規 登 録	書 換 交 付	再 交 付
平成 22 年度	1,222	308	16
平成 21 年度	1,318	323	9
平成 20 年度	1,385	287	14
合 計	3,925	918	39

<参考 次世代育成支援対策交付金 (ソフト交付金)>

次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に関する事業の実施を支援することにより、次世代育成支援対策の推進を図る。(平成 17 年度創設)

次世代育成支援対策交付金 (ソフト交付金) の概要

事 業 主 体	市 町
採 択 要 件	対象となる事業 (平成 22 年度) ①生後 4 か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) ②養育支援訪問事業 ③ファミリー・サポート・センター事業 ④子育て短期支援事業 ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業 ⑦その他、地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組等として国が認めた事業
負 担 割 合	定額 市町村が毎年度作成する事業計画に対して、国が 1/2 を限度として交付

(注) ⑤地域子育て支援拠点事業、⑥一時預かり事業は、国の事業仕分けにより補助から交付金へ変更

<参考 次世代育成支援対策交付金 (ハード交付金)>

次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県・指定都市・中核市・市町の行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に関する事業の実施を支援することにより、次世代育成支援対策の推進を図る。(平成 17 年度創設)

なお、平成 20 年度に「広島県安心こども基金」が創設され、保育所及び子育て支援のための拠点施設の整備は、ハード交付金ではなく基金を活用して行われる。(平成 23 年度まで)

次世代育成支援対策交付金（ハード交付金）の概要

事業主体	県・指定都市・中核市・市町
採択対象	助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，児童家庭支援センター，児童自立生活援助事業所，小規模住居型児童養育事業所，妊産婦ケアセンター，児童相談所一時保護施設，職員養成施設，婦人相談所一時保護施設，婦人保護施設等
負担割合	定額 県・市町が策定する全体の整備計画に対して，国が1/2を限度として交付（なお，自治体へ1/4相当が地方財政措置される。）

<参考 認定こども園>

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため，「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年10月1日施行）が制定され，都道府県知事による認定制度である認定こども園制度が設けられた。（平成18年度創設）

認定こども園の概要

機能等	認定こども園とは，幼稚園，保育所等のうち，次の(1)及び(2)の機能を備え，認定基準を満たす施設として都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設である。 (1) 保護者の就労の有無にかかわらず，就学前の子どもを受け入れて，教育・保育を一体的に行う機能 (2) 地域における子育て支援を行う機能
類型	認定こども園には，地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められている。 (1) 幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して，一体的な運営を行うことにより，認定こども園としての機能を果たすタイプ (2) 幼稚園型 認可幼稚園が，保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど，保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ (3) 保育所型 認可保育所が，保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど，幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ (4) 地方裁量型 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が，認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
認定基準	文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参酌して，県条例（平成18年10月16日条例第46号）で定めている。

認定こども園の状況

区 分	市 町 数	施設数
平成 23 年度 (4/1 現在)	10	22
平成 22 年度	7	15
平成 21 年度まで	7	12

(イ) 保育の質の向上

a 保育士等研修事業の助成 (予算額 38,779 千円)

保育士等の資質の向上と児童福祉の充実を図るため、研修を実施する市町に対し、必要な経費を助成する。

なお、認可外保育施設の設置者及び職員に対し、認可保育所に準じた研修を実施する。

b 産休等代替職員費の助成 (予算額 24,442 千円)

児童福祉施設等の職員の産休又は病休に際して、児童の処遇の確保を図るため代替の保育士等を任用した施設設置者に、その任用に要する費用を助成する。(産休昭和 37 年度創設、病休昭和 49 年度創設)

(ウ) 放課後児童対策の充実

a 放課後児童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業) の助成 (予算額 557,998 千円)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(平成 3 年度創設)

第 13 表 放課後児童クラブ事業の状況

(単位 市町、クラブ、千円)

区 分	市 町 数	ク ラ ブ 数	補 助 金 額
平成 23 年度 (予定)	20	251	557,998
平成 22 年度	20	241	504,891
平成 21 年度	20	220	434,526

(注) 広島市及び福山市を除く。

(負担割合 県 2/3 (国 1/3), 市町 1/3)

b 児童厚生施設・放課後児童クラブ整備費の助成 (予算額 24,165 千円)

児童厚生施設の整備及び放課後児童クラブの設置を促進するため、市町が行う施設の整備に対して助成する。(昭和 38 年度創設。ただし、放課後児童クラブについては、平成 13 年度創設)

第 14 表 児童厚生施設・放課後児童クラブ整備費助成の状況

(単位 所)

区 分	児童厚生施設	放課後児童クラブ室		合 計
	児童センター	創 設	改築等	
平成 23 年度 (予定)	—	1	22	23
平成 22 年度	0	7	5	12
平成 21 年度	1	1	18	20

(注) 広島市及び福山市を除く。

(負担割合 県 2/3 (国 1/3), 市町 1/3)

c 放課後児童指導員研修事業 (予算額 450 千円)

放課後児童が安心して学び遊ぶことを通じて、心豊かでたくましく成長することのできる環

境づくりを進めるため、放課後児童指導員の研修を実施し、その資質の向上を図る。(平成 13 年度創設)

(2) 子育て不安や負担を軽減する仕組みづくり

ア すべての子育て家庭への支援

(ア) 子育て支援体制の充実

a 【新】安心な子育てしやすい環境づくり応援事業 (予算額 86,350 千円)

保育所において医師等による医療相談及び健康指導を行うとともに、ニーズ調査による保育所のあり方の検討等保育対策の充実を図るため、子育て施設において医師等による専門的見地の子育て相談の実施やニーズ調査、調査に基づく地域毎の保育対策の必要性や充実のための方策について検討を行う。

b 地域子育て支援拠点事業の助成

地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、子育て家庭に対する育児相談・指導支援及び地域子育てサークル活動の支援や常設のひろばを開設し、子育て親子が集う場を提供する事業を行う市町に助成する。(平成 19 年度創設)

第 15 表 地域子育て支援拠点事業の状況

(単位 市町、所、千円)

区 分	市 町 数	箇 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度 (予定)	21	79	—
平成 22 年度	21	81	—
平成 21 年度	21	75	264,414

(注) 1 広島市及び福山市を除く。

2 (負担割合 (H22 年度からソフト交付金) 国 1/2, 市町 1/2 (H21 年度まで) 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3)

c 一時預かり事業の助成

専業主婦家庭の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に対応するため、保育所において児童を一時的に預かる費用を負担する市町に対し助成する。(平成 2 年度創設)

第 16 表 一時預かり事業の状況

(単位 市町、所、千円)

区 分	市 町 数	保 育 所 数	補 助 金 額
平成 23 年度 (予定)	17	93	—
平成 22 年度	16	78	—
平成 21 年度	16	79	54,506

(注) 1 広島市及び福山市を除く。

2 (負担割合 (H22 年度からソフト交付金) 国 1/2, 市町 1/2 (H21 年度まで) 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3)

d お父さん応援事業 (予算額 10,714 千円)

父親の子育て力の向上を図るため、企業等に出向き、父親の子育て意識醸成や、子どもとの遊び方、妻への接し方などについて学ぶ研修を実施する。

企業講座 対象：妻が妊娠中の男性社員、子育て中の男性社員

参加者数：20 名×40 企業 (800 人)

地域講座 対 象：妻が多胎妊娠中の男性，多胎育児中の男性

参加者数：10名×15地域（150人）

e 子育てポータルサイト運営事業（予算額 4,450 千円）

子育て当事者や支援者等への的確な情報提供のため，子育て関連情報を集約したホームページ「イクちゃんネット」を運営する。

f ふるさと納税による子育て応援事業（予算額 484 千円）

ふるさと納税を活用し，子育て中の親を対象にした「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（完璧な親なんかいない）」研修を実施して，子育ての不安解消を図る。

g 市町の実情に応じた子育て支援

地域子育て支援事業の助成（予算額 238,412 千円）

市町の実情に応じた子育て支援事業を実施する市町に対して支援を行う。

h きめ細かな子育て相談機能強化事業（予算額 789,127 千円）

県内私立認可保育所における相談窓口の設置及び子育て支援補助員の配置を行う。

また，大型商業施設内に子育て相談等を行うサポートステーションを設置する。

(イ) 経済的な負担軽減

a 子ども手当の支給（予算額 6,417,869 千円）

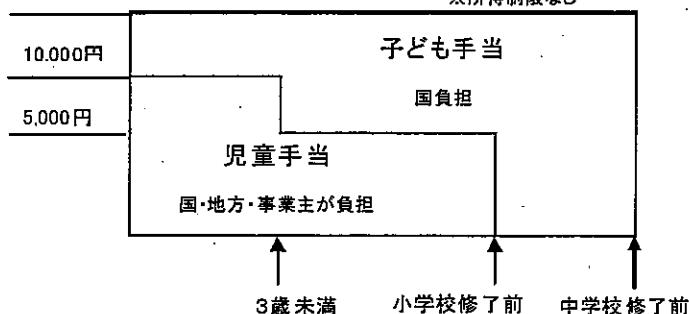
次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため，市町が行う子ども手当の支給に要する経費に対し，負担金を交付する。（22年度子ども手当を23年9月まで延長）

子ども手当の概要	
支給要件	次の1～3の全てに該当する必要がある。 1. 請求者が，住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されていること。 2. 0歳から中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）までの子どもを養育している父もしくは母，又は父母以外の養育者のいずれかであること。 3. 父，母の場合は子どもと生計が同一であること。父母以外の養育者の場合は，その子どもが父母に養育されず，かつ当該養育者がその子どもの生計を維持していること。
手 当 額	月額13,000円（平成23年度）を，年2回（6月，10月）に分けて支給予定。
所得制限	なし

月額 13,000円
（年額156,000円）

子ども手当制度の概要

※所得制限なし



b 乳幼児医療費公費負担事業の助成（予算額 2,035,659 千円）

乳幼児の健康管理と保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児の医療費を負担する市町（広島市、福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）

区 分	内 容
対象年齢	入院・通院とも就学前児まで対象
対象世帯	児童手当の所得制限未満の世帯
助成範囲	医療保険各法の規定による療養の給付が行われた場合における保険適用総医療費と保険給付額との差額から、乳幼児医療費における一部負担を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 14 日を限度） ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円（月 4 日を限度）

〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

イ ひとり親家庭への支援

(ア) ひとり親家庭等自立促進計画の推進

平成 22 年 3 月に策定した「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業支援機関との連携強化や施策・制度に関する情報提供を充実するとともに、父子家庭に対する支援を更に拡充する。

(イ) 就業等支援体制の充実

a 【新】ひとり親家庭 IT スキルアップ就業支援事業（予算額 200,474 千円）

ひとり親家庭の在宅就業を支援するため、「在宅就業支援センター」を設置して、職業訓練、業務開拓等を行うとともに、訓練受講者に対して訓練手当を支給する。

b 母子自立支援員等の設置（予算額 12,141 千円）

母子自立支援員をこども家庭課に配置し、母子家庭及び寡婦に対する相談及び自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、福祉の充実を図る。

また、母子寡婦福祉資金（昭和 28 年度創設）等の償還指導を行う債権管理協力員（3 人）を配置し、福祉債権の適正な管理及び確保を図る。

第 17 表 母子自立支援員の相談受付状況

（単位 件）

区 分	生活一般	児 童	生活援護	そ の 他	計
平成 22 年度	284	34	83	4	405
平成 21 年度	312	18	459	4	793
平成 20 年度	274	24	516	7	821

（注）平成 15 年 4 月から「母子自立支援員」は「母子相談員」から名称変更し、市及び福祉事務所を設置する町村も設置主体となるよう法改正された。

c 母子家庭等自立支援事業

(a) 就業・自立支援センター事業（予算額 9,978 千円）

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施から雇用先の開拓など、一貫した就業支援サービスを提供する。（平成 15 年度創設）

○委託先 （財）広島県母子寡婦福祉連合会

(b) 日常生活支援事業等の助成（予算額 1,160 千円）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学等）又は疾病等により一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な母子家庭等の世帯に対して家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助・保育等の事業を行う市町（広島市及び福山市を除く。）に助成する。（昭和 50 年度～平成 15 年度は（財）広島県母子寡婦福祉連合会に委託して実施していたものを平成 16 年度から市町への補助事業として再編。）

(c) 自立支援教育訓練給付金事業（予算額 100 千円）

県が指定した職業能力開発のための講座の受講修了者に対して給付金を支給する。

(d) 高等技能訓練促進費事業（予算額 291,985 千円）

県が定める保育士や介護福祉士等の資格取得のための養成講座で修業する期間の生活費を保証する。

区 分	事 業 内 容
受 講 期 間	2 年以上
支 給 額	月 141,000 円以内（課税世帯は 70,500 円）
支 給 期 間	修業期間（平成 23 年度末までに入学の者）
支 給 時 期	修業開始後

(e) 土日電話相談事業（予算額 1,132 千円）

母子家庭等の比較的時間の余裕のある土日祝日に電話相談員を配置し、母子家庭等の相談に対して、適切な助言・指導を実施する。

○委託先 （財）広島県母子寡婦福祉連合会

〈参考 各種自立援助対策〉

(1) 製造たばこ小売販売業許可の促進

母子家庭の経済的自立を図るため、母子家庭の母に製造たばこの小売販売業制度を周知させるとともに、その者が優先的に許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(2) 公共的施設内への売店等の設置許可の促進

母子家庭の母に適当な職場を確保するため、公共的施設内へ売店等の設置が許可されるよう関係機関に対して働きかけを行う。（昭和 28 年度創設）

(3) 日本旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券購入資格証明書の交付

母子家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している母子家庭の世帯主又は世帯員に対して、日本旅客鉄道株式会社通勤定期乗車券購入資格証明を交付する。（昭和 43 年度創設）

(4) 母子世帯等の公営住宅への入居促進

経済的な理由で住宅に困っている母子家庭に対する公営住宅の入居について、優先的措置が図られるよう関係者に働きかける。（昭和 28 年度創設）

d 母子生活支援施設の利用

生活上の諸問題を抱えている母と子に対して、その自立と福祉の増進を図るため、母子生活支援施設において、生活、住宅、教育及び就職についての援助指導を行う。（昭和 22 年度創設）

第18表 母子生活支援施設の利用の状況

(単位 所, 世帯)

区 分		施 設 数			入 所 世 帯 数		
		公 立	私 立	計	県 分	広島市、福山市及び県外	計
平成23年	県 所 管	2	3	5	37	35	72
	広島市所管	1	3	4	7	72	79
	福山市所管	2	0	2	0	7	7
	計	5	6	11	44	114	158
平成22年	県 所 管	2	3	5	45	28	73
	広島市所管	1	3	4	4	78	82
	福山市所管	2	0	2	0	9	9
	計	5	6	11	49	115	164
平成21年	県 所 管	2	3	5	44	28	72
	広島市所管	1	3	4	11	59	70
	福山市所管	2	0	2	0	16	16
	計	5	6	11	55	103	158

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。
 負担割合 国 1/2, 県・広島市・福山市 1/2
 (広島市・福山市を除く市町分については、国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4)

(ウ) 経済的支援の充実

a 児童扶養手当の支給 (予算額 183,458 千円)

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。

なお、昭和60年8月の新規認定分からは、国に代わり県が手当を支給することとなった。

また、平成14年8月からは、市及び福祉事務所を設置する町(以下「市等」という。)の区域については県に代わり市等が手当の認定及び支給を行うこととなった。(昭和36年度創設)

(a) 支給要件及び手当額

項 目	内 容
対 象 者	児童扶養手当の支給対象となる児童は、18歳年度末までの間の児童又は20歳未満の中重度の身体障害又は精神障害等のある児童を監護している父、母又は、父もしくは母に代わって児童を養育する養育者。
支 給 要 件	① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父又は母が死亡した児童 ③ 父又は母が重度の障害にある児童 ④ 父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童 ⑥ 父又は母が1年以上拘禁されている児童 ⑦ 婚姻しないで生まれた児童 ⑧ 父・母ともに不明である児童(孤児など) ただし、次の場合は除かれる。 ○ 母又は養育者が他の公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けるとき。 ○ 児童が公的年金の額の加算対象となっているとき。 ○ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。 ○ 父、母又は養育者の前年の収入が一定の額を超えるとき。
手 当 額	全部支給 平成23年4月分から 41,550 円 一部支給 平成23年4月分から 41,540～9,810 円(所得に応じて10円刻み) 本人所得制限限度額(扶養親族1人の場合・所得) 平成14年8月から 全部支給 57万円未満 一部支給 230万円未満

[負担割合 国 1/3, 県・市等 2/3]

(b) 手当の支給状況

児童扶養手当の受給者は、世帯類型別にみると、生別母子世帯が全体の 91.2%を占め、次いで未婚母子世帯となっている。

第 19 表 児童扶養手当の認定及び支給状況

(単位 人)

21年度末 受給権者数	平成 22 年 度 中 の 異 動											22年度末 受給権者数	
	増				減								
	新規 認定	管外から 転入	全部支 給停止 が解除	計	全部支 給停止 になった	資 格 喪 失					管外への 転出		計
						対象児童の 18歳到達	対象児童が 母の配偶者 に養育される ようになった	公的年金 受給	その他	小計			
351 (38)	77 (2)	7 (1)	9 (9)	93 (12)	8 (8)	0 (3)	31 (2)	1 (0)	12 (2)	52 (15)	5 (1)	57 (16)	387 (34)

- (注) 1 県所管(福祉事務所未設置町)分
2 状況は、母子・父子家庭の合計である。
3 ()内は、支給停止中の者の再掲である。

第 20 表 世帯類型別児童扶養手当受給者の状況

(単位 人, %)

区 分	受給者数	生別母子世帯		死別(母 子)世帯	未婚(母 子)世帯	障 害 者 世 帯	遺 世 帯	棄 世 帯	その他の 世 帯
		離 婚	そ の 他						
平成 22 年度 【下段は父子】 計 387 人	387 { 363 24 (100.0)	328 (90.3) 18 (75.0)	0 (0) 0 (0)	5 (1.4) 5 (20.8)	25 (6.9) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0)	5 (1.4) 1 (4.2)
平成 21 年度	351 (100.0)	320 (91.2)	0 (0)	5 (1.4)	19 (5.4)	1 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.3)	5 (1.4)
平成 20 年度	898 (100.0)	815 (90.8)	0 (0)	8 (0.9)	53 (5.9)	2 (0.2)	5 (0.5)	5 (0.5)	15 (1.7)

- (注) 1 県所管(福祉事務所未設置町)分
2 状況は、各年度末現在の数値である。
3 支給停止中の者を除く。

b 母子及び寡婦福祉資金の貸付(予算額 391,047 千円)

母子家庭に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子・寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

なお、平成 21 年 6 月から母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴い、連帯保証人の要件緩和や貸付利率等の貸付要件の見直しを行った。

また、母子・寡婦福祉資金の償還については、借受者に対し、償還計画の樹立や償還準備の指導を行い、その償還促進に努める。(昭和 28 年度創設)

第 21 表 母子及び寡婦福祉資金貸付一覧表(平成 23 年 4 月 1 日現在)

貸付金の 種 類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の 貸 付 期 間	据置期間	償還期間 (据置期間 経過後)	利 率	違 約 金
事業開始 資 金	母子家庭の母・ 寡婦 母子福祉団体等	1 回につき 2,830,000 円 1 回につき 4,260,000 円	—	貸付の日か ら 1 年	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	10. 75 %

貸付金の種類	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利 率	違 約 金
事業継続資金	母子家庭の母・寡婦 母子福祉団体	1回につき 1,420,000 円	—	貸付の日から 6 か月	7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	延滞元利金額につき年一〇・七五パーセント
修学資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	学校種別・学校別に貸付限度額が異なる。 高等学校、高等専門学校又は専修学校に修学している児童が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額	修学の期間中	修学終了後 6 か月	10 年以内 〔専修学校の一般課程 5 年以内〕	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・寡婦	月 額 68,000 円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。(81 万 6 千円が限度) (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	20 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
修業資金	母子家庭の児童 父母のない児童 寡婦の子	月 額 68,000 円 修業中、児童について 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額 (自動車運転免許取得 1 回につき 460,000 円)	習得期間中の 5 年以内	習得期間終了後 1 年	6 年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童・父母のない児童・寡婦	1 回につき 100,000 円 (自動車購入 1 回につき 320,000 円)	—	貸付けの日から 1 年	6 年以内	無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)・寡婦	医 療 340,000 円 (所得税非課税 480,000 円) 介 護 500,000 円	—	医療又は介護期間終了後 6 か月	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
生活資金	母子家庭の母・寡婦	(技能習得) 月 額 141,000 円 (その他) 月 額 103,000 円	知識・技能習得期間中の 3 年以内又は医療介護期間中の 1 年以内又は離職した日の翌日から 1 年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後 6 か月	20 年以内(技能習得) 5 年以内(医療介護)(失業中)	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
生活資金	母子家庭の母となつて 7 年未満の者	月 額 103,000 円 (貸付合計 240 万円以下)	貸付けを受け始めて概ね 3 ヶ月以内	貸付け期間終了後 6 か月	8 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
住宅資金	母子家庭の母・寡婦	1 回につき 1,500,000 円 (災害、老朽等による増改築等の場合 2,000,000 円)	—	貸付けの日から 6 か月	6 年以内 特別 7 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	
転宅資金	母子家庭の母・寡婦	1 回につき 260,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	3 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%	

就学支度資金	母子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の子	自宅 自宅外 小学校 39,500 円 中学校 46,100 円 小・中学校の就学支度資金については所得税非課税世帯の場合に限る 高等学校等 150,000 円 160,000 円 私立の高等学校等 410,000 円 420,000 円 修業施設 (高校卒業後) 90,000 円 100,000 円 国公立の大学等 370,000 円 380,000 円 私立の大学等 580,000 円 590,000 円	—	小学校・中学校…児童が満 15 歳に達した日の属する学年を終了後 6 か月を経過するまで その他…就学又は修業の終了後 6 か月を終了するまで	20 年以内 (就学) 5 年以内 (修業)	無利子
結婚資金	母子家庭の児童 寡婦の子	婚姻する者一人につき 300,000 円	—	貸付けの日から 6 か月	5 年以内	保証人有 無利子 保証人無 年 1.5%

(注) 広島市及び福山市を除く。

c 母子家庭等緊急援護資金の貸付 (予算額 15,000 千円)

母子家庭、寡婦及び父母のいない児童に対して、生活の安定を図るため緊急に必要なとする資金を貸し付ける。(昭和 53 年度創設)

○委 託 先 (財) 広島県母子寡婦福祉連合会

第 22 表 母子家庭等緊急援護資金の概要

資金の種類		貸付理由	貸付限度額	償還期間
生活安定資金	一般	経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	30,000 円	3 か月以内
	特別	特に経済的に困難な状態にある母子家庭等が緊急の理由で出費を必要とする場合	50,000 円	6 か月以内
療養資金		母子家庭等の世帯に属する者が負傷し、又は疾病にかかり療養を必要とする場合	50,000 円	3 か月以内 (特に必要と認められる場合は、6 か月以内)
結婚資金		母子家庭等の世帯に属する者が結婚する場合	100,000 円	1 年以内

(注) 広島市及び福山市を除く。

d ひとり親家庭等医療費公費負担事業の助成 (予算額 505,710 千円)

ひとり親家庭等の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費を負担する市町 (広島市、福山市を含む。) に助成する。(昭和 54 年度創設)

区 分	内 容
対象者 (児)	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童 (以下「対象児童」という。) を扶養するひとり親家庭の父又は母及び対象児童並びに父母のいない対象児童
対象世帯	前年の所得税が非課税の世帯
助成範囲	医療保険の自己負担相当額。ただし、法令又は他の制度によって医療費の給付があるときは、その額を控除した額。 【一部負担金】 ・入院：1 医療機関あたり 1 日 500 円 (月 14 日を限度) ・通院：1 医療機関あたり 1 日 500 円 (月 4 日を限度)

〔負担割合 県 1/2 (広島市は 40/100), 市町 1/2 (広島市は 60/100)〕

3 配慮が必要な子どもと家庭を支援 ～特に配慮が必要な子どもと家庭への支援を強化します～

(1) 子どもと家庭に関する相談体制機能の充実

ア 地域における子どもと家庭に関する相談体制の整備

(ア) 「子ども何でもダイヤル」電話相談事業（予算額 5,727 千円）

家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑化、多様化していることから家庭及び地域における児童養育の支援を行うため、総合的な相談体制を確立する。

（平成 3 年度創設）

事業区分	内容
「子ども何でもダイヤル」 電話相談事業の実施	子育てや子ども自身の悩みについて、電話相談により早期に適切な援助を行う。 専用電話 (082) 255-1181 相談受付日時：毎日 午前 9 時～午後 5 時 (12 月 29 日から 1 月 3 日の間は、休み。)

第 23 表 「子ども何でもダイヤル」の相談受付の状況

（単位 件）

区分	計
平成 22 年度	1,092
平成 21 年度	1,068
平成 20 年度	1,232

(イ) 【新】児童家庭支援センター運営事業の助成（予算額 13,115 千円）

地域の相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターを運営する社会福祉法人広島県同胞援護財団に助成する。（平成 23 年度創設）

イ 児童委員・主任児童委員活動の推進

児童委員・主任児童委員の設置

近年の出生率の継続的な低下等に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっている中で、地域において児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を行う児童委員への期待が高まっている。

このため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る。

（児童委員 昭和 23 年度創設，主任児童委員 平成 5 年度創設）

主任児童委員：250 名（広島市及び福山市を除く。）（平成 23 年 4 月 1 日現在）

ウ こども家庭センター（児童相談所）の運営体制の整備

(ア) こども家庭センターの設置運営（予算額 105,892 千円）

県内 3 か所（西部，東部，北部）にこども家庭センターを設置し、子どもと家庭に関する諸問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づいて児童や保護者を支援する。

（昭和 22 年度創設）

なお、平成 17 年 7 月に児童相談所，県立知的障害者更生相談所，県立婦人相談所の機能を統合した，子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関として「こども家庭センター」を開設した。

第 24 表 こども家庭センターの相談受付の状況

(単位 件)

区 分	養 護 (うち虐待)	保 健	障 害	非 行	育 成	そ の 他	計
平成 22 年度	1,932 (1,273)	72	3,022	447	1,018	272	6,763
平成 21 年度	1,875 (1,182)	67	3,243	418	1,127	314	7,044
平成 20 年度	1,869 (1,077)	64	3,734	468	1,180	291	7,606

(注) 広島市を除く。

(イ) 家庭児童相談室の設置

児童の福祉についての相談指導を行う機能を強化充実するため、県の西部厚生環境事務所に家庭児童相談室を設置し、相談活動を実施する。(昭和 45 年度創設)

(2) 児童虐待防止対策の連携・強化

ア 【新】児童虐待防止特別強化事業(予算額 227,829 千円)

こども家庭センターにおいて、虐待通告のあった児童の安全確認強化のための人員の配置及び市町職員のための研修等を実施する。また、市町が行う児童虐待防止対策の取組に対して補助する。

区 分	事 業 概 要
児童の安全確認等のための体制強化	・虐待通告のあった児童の安全確認等を強化するため、各こども家庭センター及びこども家庭課に児童虐待防止支援員を配置するとともに専門家等からなる委員会により児童虐待対応マニュアルを作成する。
児童虐待対応職員の資質の向上	・市町職員等の実践力向上(安全確認等)のための研修を実施するとともに面接技法習得用教材を作成する。
迅速に専門家意見を確保するための環境整備	・医師・弁護士の迅速な判断を仰ぐテレビ会議システムを構築するほか、虐待相談の進捗管理や児童の措置情報を共有するためのこども家庭センター情報処理システムを改修する。
児童虐待防止対策強化のための広報啓発	・虐待通告の重要性について広報啓発を行い県民の意識啓発を図る。
市町の児童虐待防止対策の取組支援	・市町が実施する児童虐待防止対策の取組に対する補助を行う。

イ 児童虐待防止対策事業(予算額 17,553 千円)

「児童虐待の防止等に関する法律」の施行に伴い、児童虐待の早期発見や早期対応、発生予防及び事後ケアまで一貫して施策の推進を図るとともに、こども家庭センターの体制整備、関係機関との連携強化を図る。

区 分	事 業 概 要
オレンジリボンキャンペーンの展開	・児童虐待防止及び里親等，社会的養護についての広報啓発を行い虐待通告及び被害児童への支援についての県民の理解を図る。
医療的機能の強化	・児童の怪我について診察できる法医学医師を配置するほか，広島県協力基幹病院との連携体制の構築を図る。
こども家庭支援員の配置	・児童福祉司とともに保護者支援等の対応にあたるこども家庭支援員を配置
虐待対応嘱託弁護士の配置	・各こども家庭センターに配置し，保護者が施設入所等に同意しない場合の介入や法的措置対応などに当たっての支援を得る。
一時保護所への心理療法士の配置	・西部及び東部こども家庭センターに配置し，一時保護した被虐待児童の行動観察や心のケアを実施する。
家族及び施設入所児童心理療法の実施	・児童虐待等の問題が発生している家庭に対し，西部こども家庭センター医監の指導の下，保護者及び児童へのグループワーク等を実施し，家族再統合を図る。また，児童養護施設に入所している被虐待児や発達障害児に心理療法を実施し，心のケアや行動改善を図る。
児童福祉施設基幹的職員等研修の実施	・児童福祉施設における中核職員に対して専門研修を実施することにより基幹的職員などを養成し，施設内虐待の防止及び入所児童への支援の向上を図る。

(3) 社会的養護対策の充実

ア 児童養護施設等の機能の充実

(ア) 児童福祉施設への入所措置（予算額 1,650,453 千円）

a 児童養護施設への入所措置等

家庭での養育が困難な児童について，その児童の健全な育成を図るため乳児院又は児童養護施設への入所措置や里親への養護委託を行う。（昭和 22 年度創設）

また，入所児童の社会性の涵養等を目的に，正月・盆等に一時的に地域の家庭で預かる「ふれあい里親制度」を実施している。（平成 20 年度創設）

第 25 表 乳児院の設置及び入所措置の状況

（単位 所，人）

区 分		施 設 数			措 置 人 員			
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	その他	計
平成 23 年	県 所 管	0	1	1	18	0	0	18
	広 島 市 所 管	0	1	1	8	18	0	26
	計	0	2	2	26	18	0	44
平成 22 年	県 所 管	0	1	1	17	0	0	17
	広 島 市 所 管	0	1	1	9	11	0	20
	計	0	2	2	26	11	0	37
平成 21 年	県 所 管	0	1	1	14	0	0	14
	広 島 市 所 管	0	1	1	9	17	0	26
	計	0	2	2	23	17	0	40

（注）各年とも 4 月 1 日現在の数値である。県分に福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2，県 1/2〕

第26表 児童養護施設の設置及び入所措置の状況

(単位 所, 人)

区 分		施 設 数			措 置 人 員			
		公 立	私 立	計	県 分	広島市分	その他	計
平成 23 年	県 所 管	0	9	9	317	112	0	429
	広 島 市 所 管	0	3	3	49	182	0	231
	計	0	12	12	366	294	0	660
平成 22 年	県 所 管	0	9	9	321	115	0	436
	広 島 市 所 管	0	3	3	51	194	0	245
	計	0	12	12	372	309	0	681
平成 21 年	県 所 管	0	9	9	333	115	0	448
	広 島 市 所 管	0	3	3	52	201	0	253
	計	0	12	12	385	316	0	701

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。県分に福山市を含む。

[負担割合 国1/2, 県1/2]

第27表 里 親 委 託 の 状 況

(単位 世帯, 人)

区 分		登録里親世帯数	児童が委託 されている 里親世帯数	委託児童数	新規登録 里親世帯数	登録解除 した里親 世帯数	新たに児童を 委託された里 親世帯数
平成 23 年	県 分	99 (5)	33	36	—	—	—
	広 島 市 分	44 (1)	20 (1)	25	—	—	—
	計	143 (6)	53 (1)	61	—	—	—
平成 22 年	県 分	94 (8)	34	36	9 (1)	4 (4)	5
	広 島 市 分	40 (1)	17	21	5	1	6
	計	134 (9)	51	57	14(1)	5(4)	11
平成 21 年	県 分	99 (11)	30	36	17 (1)	22 (4)	12
	広 島 市 分	26 (1)	12	16	14 (1)	0	6
	計	125 (12)	42	52	31 (2)	22 (4)	18

(注) 1 各年とも4月1日現在の数値である。県分に福山市を含む。

[負担割合 国1/2, 県1/2]

2 () は、専門里親世帯数を示す。

〔備考〕里親とは、虐待や親の病気、離婚などの様々な事情を抱える児童を一定期間、家庭的な環境の中で養育するため、県知事又は広島市長が登録した者をいう。

専門里親とは、児童虐待などにより心身に影響を受けた児童を養育する里親をいう。

(イ)児童養護施設等の整備

児童養護施設等入所児童の処遇改善を図るため、計画的な整備を推進する。

第28表 平成23年度児童養護施設等整備の計画

(単位 千円)

施設種別	施 設 名	設 置 主 体	整備場所	整備区分	予算額
児童養護施設	子供の家三美園	(社福) 広島県同胞援護財団	尾道市	耐震化整備	301,725
児童養護施設	こぶしヶ丘学園	(社福) こぶしの村福社会	福山市	耐震化整備	335,250
乳 児 院	福山乳児院	(社福) 愛恵会	福山市	スプリンクラー整備	5,725

(注) 平成23年度は広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金で対応。

【負担割合：基金1/2, 県1/4, 事業者1/4 基金1/2, 県9/40, 指定都市・中核市1/40, 事業者1/4】

(ウ) 施設入所児童等の育成援助

児童福祉施設入所児童の処遇改善及び健全育成を図るため、次の援助を行う。

a 児童福祉施設等親善事業への支援

施設入所児童の相互の理解と親善を深めるため、「なかよし運動会」等の各種行事を後援する。

(昭和 35 年度創設)

b 児童養護施設等入所児童支援強化事業 (予算額 112,506 千円)

児童養護施設及び乳児院に、措置児童の学習指導や生活相談等を行う職員を配置し、児童の健全育成等や施設内トラブルの未然防止を図る。(平成 21 年度創設)

第 29 表 児童養護施設等入所児童支援強化事業の状況

(単位 所, 千円)

区 分	対 象 施 設 数	補 助 金 額
平成 23 年度 (予定)	9	112,506
平成 22 年度	10	99,168

(エ) 【新】児童養護施設等における食育推進支援事業 (予算額 2,706 千円)

児童養護施設等に入所している児童が、退所後のひとり暮らし等において、自立した生活ができるよう、養護施設等における食育計画の作成や入所児童を対象とした教室の開催等を行う。

イ 里親制度等の推進

(ア) 里親制度普及促進事業 (予算額 1,295 千円)

里親制度の充実・強化を図るため、里親に対する養育技術向上を図る研修を行うとともに、被虐待児の自立を支援する専門里親を育成する研修を行う。(昭和 63 年度創設)

(イ) 里親委託推進支援事業 (予算額 6,015 千円)

「里親委託推進員」を各こども家庭センターに配置し、里親委託の一層の推進と里親及び委託児童の支援充実を図る。(平成 21 年度創設)

(ウ) 里親制度推進キャンペーン事業 (予算額 5,000 千円)

里親制度の推進に係るキャンペーンを実施し、里親登録者の拡大及び里親制度への県民の理解を図る。(平成 20 年度創設)

ウ 自立支援対策の強化

児童自立支援施設への入所措置

非行や不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童について、県立広島学園 (児童自立支援施設) において、生活指導・学科指導及び職業指導等必要な自立支援を行う。(昭和 23 年度創設)

第30表 県立広島学園入所児童の状況

(単位 人)

区 分		定員 (暫定)	小 学 校						中 学 校			その他	計	
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
平成 23 年	県 分	23	0	0	0	0	0	0	1	1	1	9	6	18
	広島市分	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	9
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	36	0	0	0	0	0	0	1	1	2	14	9	27
平成 22 年	県 分	23	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	12	21
	広島市分	13	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	6	12
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	36	0	0	0	0	0	0	0	2	6	7	18	33
平成 21 年	県 分	22	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12	11	25
	広島市分	11	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	2	9
	県 外 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	33	0	0	0	0	0	0	1	1	2	17	13	34

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。県分に福山市を含む。
暫定定員については、各年とも3月31日現在の数値である。

〔負担割合 国1/2, 県1/2〕

4 こどもを守りはぐくむ地域を応援

(1) こどもと子育てにやさしい生活環境づくり

ア 子育てバリアフリー推進事業(予算額 63,217千円)

乳幼児が多数利用する施設・店舗に対して、子ども対応型トイレ、手すり、イクちゃんベビールーム等を設置する事業に補助する。